

○ 外国人防犯・交通アドバイザー運用要領の制定について

(令和8年3月18日付け香刑企第52号)

近年の外国人材の受入れ拡大等に伴い、県下の外国人住民数は、この10年で倍増し、令和7年6月末時点では2万人を超え過去最多を更新した。労働者数も同年10月末時点で1万6,500人を超えている。こうした外国人材は経済や各分野を支える重要な存在であるが、一方で犯罪被害者や交通事故に遭遇するリスク、あるいは日本の法令に対する理解不足から意図せず違法行為に関与してしまう事案等の防止が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、県警察では、安全で安心して生活できる香川の実現に向け、外国人住民に対する防犯・交通教育をこれまで以上に行っていく必要がある。

そこで、深い知識と経験を有する警察官OBを「外国人防犯・交通アドバイザー」として採用し、別添「外国人防犯・交通アドバイザー運用要領」に基づき、令和8年4月1日から、外国人雇用事業所、監理団体等を訪問し、防犯・交通安全教育に関する教材や指導ノウハウの提供を行うほか、求めに応じて講習を実施し、犯罪被害及び犯罪への加担の防止並びに交通安全意識の向上を図り、事業所等が主体的かつ継続的にこれらの教育を行える仕組みを構築する事業を開始することとしたので、関係所属はその趣旨を十分に理解し、適正な運用に努められたい。

別添

外国人防犯・交通アドバイザー運用要領

第1 目的

この要領は、令和8年度から実施する外国人に対する防犯・交通安全教育事業（以下「本事業」という。）において、対象となる外国人雇用事業所、監理団体、登録支援機関、大学・専門学校（以下「事業所等」という。）を訪問し、外国人への防犯・交通安全教育に関する多言語の啓発チラシ・動画等（以下「教材」という。）や指導ノウハウの提供を行うほか、求めに応じて講習を実施する会計年度任用職員（以下「外国人防犯・交通アドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

外国人防犯・交通アドバイザーは、刑事企画課に配置し、事業所等を訪問して外国人への防犯・交通安全教育に関する教材や指導ノウハウの提供を行うほか、求めに応じて講習を実施し、事業所等が主体的かつ継続的にこれらの教育を行える仕組みを構築できるよう支援することを任務とする。

第3 身分証明書

- 1 外国人防犯・交通アドバイザーに身分証明書（別記様式）を貸与する。
- 2 外国人防犯・交通アドバイザーは、原則として第5に定める活動を行うときは、常に身分証明書を携帯するものとする。
- 3 外国人防犯・交通アドバイザーは、その活動に際し、身分証明書の提示を求められた時は、これを提示するものとする。

第4 装備資機材等

外国人防犯・交通アドバイザーに活動に必要な被服・装備資機材等を貸与する。

第5 活動内容

外国人防犯・交通アドバイザーの活動内容は、次のとおりとする。

- 1 教育体制の構築支援
事業所等に対し、外国人への防犯・交通安全教育に関する教材や指導ノウハウを提供し、事業所等が主体的かつ継続的にこれらの教育を行える仕組みの構築を支援する。
- 2 講習の実施
事業所等の求めに応じて、外国人への防犯・交通安全教育に関する教材を用いた講習を実施し、外国人の犯罪被害及び犯罪への加担の防止並びに交通安全意識の向上を図るとともに、当該講習が事業所等の管理者による研修の参考となるよう指導技術の伝達を行う。
- 3 情報提供及び啓発活動
外国人の犯罪情勢や交通事故発生状況の把握に努め、事業所等に必要な情報提供を行うことで、防止・交通安全意識の高揚を図る。
- 4 その他
外国人に対する防犯・交通安全教育に関すること。

第6 活動体制及び運用

外国人防犯・交通アドバイザーの活動単位及び要領は、次のとおりとする。

1 活動の原則

活動は原則2人1組で行うものとする。ただし、執務室内での連絡業務（電話連絡による本事業の説明、訪問日程調整、実施結果入力等）については単独での実施を可能とする。

2 個別訪問時の運用

個別訪問業務（県内の事業所等を個別に訪問）については、車両移動時は安全確保のため2人1組で行うこととし、訪問先での実施内容や現場の状況に応じて、単独での活動も可能とする。

第7 活動上の留意事項

外国人防犯・交通アドバイザーは、第5に定める活動を実施するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 個別訪問に当たっては、人格を尊重し、理解と協力を得た上で、言動に注意しその活動を行うこと。
- 2 事業所等に対する外国人への防犯・交通安全教育に関する教材や指導ノウハウ、外国人への講習を行うための技術を磨き、資料等の収集に努めること。
- 3 個別訪問に従事する場合は、貸与された被服等を正しく着用して外国人防犯・交通アドバイザーとしての存在を広く周知し、地域社会への安心感を提供するとともに、感染症の感染拡大防止及び受傷事故防止に努め、車両運転時には交通事故防止に努めること。
- 4 各地域の自治体及び関係機関と緊密な連携を保つこと。
- 5 任期中はもちろん、職を退いた後も、活動上で知り得た秘密を漏らさないこと。

第8 署の指導等

活動場所を管轄する署は、外国人防犯・交通アドバイザーに対し、当該業務を適正に推進するために必要な指導及び支援を行うものとする。

第9 報告

1 活動報告

外国人防犯・交通アドバイザーは、勤務日において作成した業務日誌を刑事企画課長に報告するものとする。

2 特異事案等報告

外国人防犯・交通アドバイザーは、事故の発生、抗議等の特異事案があった場合は、速やかに管轄する署に通報するとともに刑事企画課長に報告しなければならない。

第10 各種様式

外国人防犯・交通アドバイザー事業で使用する各種様式は、刑事企画課長が定めるものとする。

別記様式

写真	身分証明書 第 号
	所属名 香川県警察本部 刑事企画課
	氏 名
上記の者は、外国人防犯・交通アドバイザーであることを証明する。	
年 月 日	
香川県警察本部長 印	

2.4センチメートル

3.0センチメートル

8.6センチメートル

5.4センチメートル